公有財産売買契約書

　売払人　四日市市（以下「甲」という。）と買受人　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により四日市市公有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第２条　甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分番号 | 物件名称 |
|  |  |

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　　　　　　　　　　円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

（契約保証金）

第４条　乙は本契約を締結するにあたり、契約保証金を納付しなければならない。ただし、事前に納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（売買代金の納付）

第５条　乙は、売買代金から契約保証金控除した金額を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括して納入しなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第７条　甲は、売買物件を現況有姿のまま乙に引き渡すものとする。

２　引き取りに要する経費は乙の負担とする。

３　売買物件の引き取り期限は令和　　年　　月　　日までとする。なお、引取り指示後の売買物件の保管責任は乙が負うものとする。

４　乙は、物件の受領後、速やかに売買物件受領書を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第８条　本契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、または毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、この契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、これを理由として追完、代金減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約解除）

第１０条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。この場合、乙が納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

（損害賠償）

第１１条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第１２条　この契約に要する費用は乙の負担とする。

（疑義の決定）

第１３条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月 　　日

　　　　　　　　　　売払人　　　甲　　住所　四日市市諏訪町１番５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　四日市市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　四日市市長　　森　　智広　　㊞

　　　　　　　　　　買受人　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞